



困ったときの相談窓口



くらしの相談窓口

※ファクス番号は→P37～41「市役所組織・ダイヤルイン番号」をご参照ください。

相談内容	電話番号	時間	場所	休日
行政相談・一般相談	各区役所総務・ 地域振興課区民相談 北区 ☎086-803-1658 中区 ☎086-901-1603 東区 ☎086-944-5091 南区 ☎086-902-3503	8時30分～ 17時15分	各区役所総務・地域振興課	土・日曜、祝日、 年末年始
消費生活相談	☎086-803-1109	9時～16時	生活安全課	
交通事故相談	☎086-803-1108	9時～12時 13時～16時		
犯罪被害者等総合相談	☎086-803-1238	8時30分～ 17時15分	北区中央福祉事務所	土・日曜、祝日、 年末年始
無料法律相談 (面談/要予約)	予約電話 ☎086-803-1000 (毎週水曜 9時～) 広報広聴課 ☎086-803-1025	〈法律相談全般〉 毎週水・木曜 13時30分～ 16時30分 ※1人当たり25分	さんかく岡山 北区表町三丁目14-1-201号 (アークスクエア表町ビル2階)	祝日、年末年始、 お盆
一般女性相談	各福祉事務所 (→P42～49参照)	8時30分～ 17時15分	各福祉事務所	土・日曜、祝日、 年末年始
ひとり親家庭相談	さえずりカフェ ☎086-230-3803	時間は→P91参照	きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内	
	さえずりホットライン ☎080-8519-9334	18時～21時 10時～21時 (土・日曜、祝日)	—	

→94ページへ続く



困ったときの相談窓口

よくある質問

Q 家屋は年々古くなっていくのに、評価替えの年度でも家屋の固定資産税の額が下がらないのはなぜですか？

A 家屋の評価は再建築価格方式によるものとされています。

具体的には、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替え時点において、その場所に新築するとした場合に必要な再建築費をもとに、年数の経過による損耗減価(経年減点補正率)を乗じて求められます。

評価額 = 新築するとした場合に必要な再建築費 × 経年減点補正率等

このため、建築物価の上昇が続くと、再建築費が上昇することとなり、年数の経過による損耗減価を反映したとしても、理論的に評価額が上昇する可能性があります。その場合には、税負担が上昇しないよう、評価額を据え置く仕組みとされています。

したがって、例えば古い家屋であっても、過去に建築物価の上昇が続く中で、評価額の据え置きが続いている場合、評価額が下がらないといったことがあります。

よくある質問

Q 交通事故相談は会って話をすることもできますか？

その際に予約は必要ですか？
また、相談内容は何でもいいのでしょうか？

A 電話相談だけでなく、窓口で相談員と直接話すこともできます。市役所本庁舎2階の交通事故相談窓口にお越しください。予約の電話は不要です。交通事故に遭ったときの疑問や困りごとなど何でもお気軽にご相談ください。

よくある質問

Q 通学する小学校や中学校は選ぶことはできますか？

A 市立小・中・義務教育学校は、通学区域が定められています。従って、学校を選ぶことはできませんが、別に定める指定学校変更許可基準に該当し、教育上適当と認められる場合には、指定を変更することができます。教育委員会就学課へご相談ください。
ただし、中学校入学または義務教育学校後期課程進学時に限り、通学区域制度弾力化を利用して隣接の学校を選択することも可能です。
詳細については小学校または義務教育学校を通じて10月上旬に実施要領・申請書を配布予定にしておりますので、ご確認ください。

よくある質問

Q 要介護状態が変わった場合、どうすればいいですか？

A 心身の状況が変化した場合は、区分変更申請をすることができます。住所地を管轄する福祉事務所介護サービス係の窓口で手続きをしてください。

よくある質問

Q 地域包括支援センターについて知りたいときには、どこに問い合わせをすればいいですか？

A 地域包括ケア推進課へ問い合わせてください。

地域包括支援センターには、市内に6センター10分室を設置しており、それぞれが地区を分担して活動していますので、住所地を担当している地域包括支援センターを紹介します。



よくある質問

Q 要介護認定の申請をしたいが、本人が窓口に行けない場合はどうしたらよいですか？

A 要介護認定の申請を、利用者家族が行なうことができます。郵送で申請することも可能です。また、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設が申請を代行することもできます。

よくある質問

Q 私の家の隣の空き地が荒れ放題で、雑草がいっぱい生えています。道路沿いなのでたばこの投げ捨てから火事にならないかと、とても心配です。消防で何とかしてもらえませんか？

A 空地および空家の管理について、岡山市火災予防条例第25条で、次のように定められています。

- 空地の所有者、管理者または占有者は、当該空地の枯れ草などの燃焼のおそれのある物件の除去その他の火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 空家の所有者、管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

以上のことから、火災危険がある場合に、当該空地の所有者などに空地の枯れ草を取り除くか、または空き地を塀で囲むなどの処置をしてたばこなど投げ込まれないよう指導することとなります。



相談内容	電話番号	時 間	場 所	休 日
DV(配偶者などからの暴力)、セクハラ、家族関係などに関する相談	相談ホットライン ☎086-803-3366	10時～19時30分 10時～16時30分 (日曜、祝日)	男女共同参画相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	火曜(火曜が祝日の場合は翌平日)、 年末年始
育児・教育に関する相談	→P90参照			
養育費・面会交流相談(面談/要予約)	☎086-803-1221	毎月第4火曜日 13時～17時 ※1人当たり60分	保健福祉会館1階 (北区中央福祉事務所内)	
防火相談	☎086-234-1199	8時30分～ 17時15分	消防局予防課	土・日曜、祝日、 年末年始
	各消防署・出張所 (→P10参照)	随時	各消防署・分署・出張所	
経営相談	☎086-803-1325	8時30分～ 17時15分	産業振興・雇用推進課 中小企業振興室	土・日曜、祝日、 年末年始
空家等総合相談窓口	☎086-803-1410	8時30分～ 17時15分	空家対策推進室(建築指導課内)	土・日曜、祝日、 年末年始
建築相談	☎086-803-1444 ～1447	8時30分～ 17時15分	建築指導課	土・日曜、祝日、 年末年始
緑化相談	☎086-256-8787	9時～12時 13時～16時	半田山植物園緑の相談室 北区法界院3-1	火曜(祝日の場合は 翌日)、年末年始
	☎086-261-8588	9時～12時 13時～17時	南部花と緑の相談所 南区浦安西町148-1	土・日曜、祝日、 年末年始
	☎086-944-8717	9時～12時 13時～17時	西大寺緑花公園体験学習施設 「百花プラザ」みどりの相談窓口 東区西大寺南一丁目2-3	月曜(祝日の場合は 翌日)、年末年始
生活に関する困りごと	☎0800-200-8730	8時30分～17時	岡山市寄り添いサポートセンター 北区大供三丁目1-18 KSB会館4階	土・日曜、祝日、 年末年始



困ったときの相談窓口

よくある質問

Q 会社を退職しましたが、雇用保険(失業保険、失業給付など)の手続きはどこでできますか？

A ハローワーク岡山・ハローワーク西大寺で、雇用保険(失業保険、失業給付など)の手続きができます。
詳しくは各ハローワークまでお問い合わせください。

- ハローワーク岡山(☎086-241-3222)
- ハローワーク西大寺(☎086-942-3212)

よくある質問

Q 市税を納付したのに督促状が送られてきました。

A 督促状は、納期限の約3週間後になってもご納付の確認ができなかった場合に送付しています。ご納付を岡山市が確認することができるようになるまで10日前後かかる場合もあり、直前に納付されたときは、行き違いで督促状が送られることがあります。納期内納付にご協力をお願いします。

消費生活センター

商品やサービスをはじめ消費生活全般に関する問い合わせや苦情など、消費者からの相談を専門の相談員がお受けします。

◆どんなことが相談できるの？

契約やお買い物、悪質商法、架空請求、多重債務のトラブルなど

◆どんなことをしてもらえるの？

トラブル解決への助言やあっせん、専門機関の紹介など

消費生活相談窓口

消費生活センター（岡山市役所2階・生活安全課内）

○受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始除く）
9時～16時

○利用方法 来所相談、電話相談
（☎086-803-1109）

消費生活相談フォームによる相談→



「消費生活出前講座」申し込み受付中！

悪質商法の手口や断り方などについて学び、消費者被害を未然に防止するための講座です。他にも、エシカル消費の講座の実施も可能です。

お気軽にお申し込みください！

対象 10人以上のグループ

開催日時 平日の10時～16時
※2時間以内

申込方法 『岡山市消費生活出前講座申込書』を当センターにE-mail、FAX、郵送、窓口へ持参にて提出

★詳細及び『岡山市消費生活出前講座申込書』はこちらから→



おくやみ窓口

市役所における死亡時の手続きについて、ご案内します。

窓口の利用には電話による予約が必要です。

※「おくやみ窓口」を利用せず、直接各担当窓口に行って手続きいただくことも可能です。

また、最寄りの支所・地域センターで予約によらずにご相談や手続きいただくことも可能です。

※全ての手続きがおくやみ窓口で完結できるものではありません。

予約電話・窓口受付時間：平日9時～16時まで



予約受付専用電話

問合せ 北区役所おくやみ窓口 ☎086-803-1839
中区役所おくやみ窓口 ☎086-901-1651
東区役所おくやみ窓口 ☎086-944-5060
南区役所おくやみ窓口 ☎086-902-3508

岡山市手続きガイド

岡山市にお住まいの方がライフイベントに合わせて、簡単な質問に答えることにより、必要になるお手続きをご案内します。

案内可能な手続き

▶転入 ▶転居 ▶転出 ▶結婚
▶離婚 ▶出生 ▶死亡 ▶氏名変更



よくある質問

Q 市融資制度申し込みに必要な手続き方法を知りたい！

A 市融資制度のご利用にあたっては、市融資制度取扱金融機関に直接お申し込みください。

取扱金融機関については、ホームページをご確認ください。



外国人の方が困ったときは

問合せ 国際課 ☎086-803-1112

生活の中で困っていること、市役所での手続きなどなんでも相談してください。外国人と関係のある日本人の方も利用してください。

Please feel free to ask for help if you have any problems in your daily life in Japan or questions about administrative procedures at Okayama City Hall. Japanese who support foreign residents can also use this service.

在生活中或在市政府办理手续遇到困难等, 无论任何内容均可咨询。与外国人市民有关的日本人也可以咨询。

생활 속에서의 곤란한 일이나 시청에서의 수속, 절차 등 무엇이든 상담해주세요. 외국인과 관계있는 일본분들도 이용 가능합니다.

Nếu gặp khó khăn khi làm các thủ tục hành chính hay gặp bất cứ vấn đề gì trong cuộc sống, hãy đến để được tư vấn. Người Nhật Bản có các vấn đề liên quan đến người nước ngoài cũng có thể sử dụng dịch vụ này.

場所	相談日時	対応言語
外国人総合相談窓口(岡山市役所本庁舎1階) General Consultation Counter for Foreign Residents (1F Okayama City Hall) 外国人综合咨询窗口(冈山市政府本厅舍一楼) 외국인 종합 상담 창구 (오카야마시청 본청사 1층) QUẦY TƯ VẤN TỔNG HỢP DÀNH CHO NGƯỜI NƯỚC NGOÀI (Tầng 1 Trụ sở chính Tòa thị chính Thành Phố Okayama)	月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) Mon.-Fri. (except for national holidays and Dec.29-Jan.3) 星期一～星期五(节假日及12月29日至1月3日除外) 월요일～금요일 (공휴일, 12월 29일～1월 3일 제외) Thứ Hai ~ Thứ Sáu (Nghỉ vào Thứ Bảy, Chủ Nhật, ngày Lễ và các ngày từ 29/12 ~ 3/1) 9:00-16:00	英語、中国語、韓国語、ベトナム語 English, Chinese, Korean, Vietnamese 英語、中文、韓国語、越南語 영어, 중국어, 한국어, 베트남어 Tiếng Anh, Tiếng Trung Quốc, Tiếng Hàn, Tiếng Việt ※タブレット端末による多言語テレビ通訳が16言語で可能 (9時～)英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ネパール語・インドネシア語・タイ語・ヒンディー語・ミャンマー語・マレー語 (10時～)フランス語、ロシア語 (要予約)ウクライナ語 *A tablet-based online translation service is available in 16 languages. ※通过专用平板电脑进行视频电话, 可提供16种外语翻译服务。 ※태블릿 단말기를 이용한 다언어 화상 통역을 16개 언어로 이용가능 ※Phiên dịch trực tuyến đa ngôn ngữ bằng máy tính bảng có thể hỗ trợ tới 16 ngôn ngữ:
国際課(岡山市役所本庁舎2階) International Affairs Division (2F Okayama City Hall) 国际课(冈山市政府本厅舍二楼) 국제과 (오카야마시청 본청사 2층) Phòng Quốc Tế (Tầng 2 Trụ sở chính Tòa Thị Chính Thành Phố Okayama)	月曜～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) Mon.-Fri. (except for national holidays and Dec.29-Jan.3) 星期一～星期五(节假日及12月29日至1月3日除外) 월요일～금요일 (공휴일, 12월 29일～1월 3일 제외) Thứ Hai ~ Thứ Sáu (Nghỉ vào Thứ Bảy, Chủ Nhật, ngày Lễ và các ngày từ 29/12 ~ 3/1) 9:00-12:00 / 13:00-16:00	(10時～)フランス語、ロシア語 (要予約)ウクライナ語 *A tablet-based online translation service is available in 16 languages. ※通过专用平板电脑进行视频电话, 可提供16种外语翻译服务。 ※태블릿 단말기를 이용한 다언어 화상 통역을 16개 언어로 이용가능 ※Phiên dịch trực tuyến đa ngôn ngữ bằng máy tính bảng có thể hỗ trợ tới 16 ngôn ngữ:
友好交流サロン(西川アイプラザ4階)北区幸町10-16 International Exchange Lounge (4F Nishigawa Ai Plaza) 10-16 Saiwai-cho, Kita-ku 友好交流沙龙(西川广场四楼)北区幸町10-16 우호 교류 살롱 (니시가와 아이플라자 4층) 기타구 사이와이초 10-16 Sảnh Giao Lưu Hữu Nghị (Tầng 4 Nishigawa Ai Plaza) 10-16 Saiwaicho, Kitaku	火～日曜(祝日(月曜と重なる場合は翌日)、毎月第2日曜、12月28日～1月4日を除く) Tue.-Sun. (except for national holidays, the 2nd Sunday and Dec.28-Jan.4; if a national holiday falls on Monday, the following Tuesday will also be a holiday.) 星期二～星期日(节假日(如果星期一为节假日时星期二也休息)、每月第2个星期日及12月28日至1月4日除外) 화요일～일요일 [공휴일 (월요일이 공휴일인 경우엔 다음날), 매월 둘째주 일요일, 12월 28일～1월 4일 제외] Thứ Ba ~ Chủ Nhật(Nghỉ vào Thứ Hai, Chủ nhật tuần thứ 2 hàng tháng, ngày Lễ, các ngày từ 28/12 ~ 4/1. Trường hợp ngày Lễ rơi vào Thứ Hai, thì sẽ nghỉ bù vào Thứ Ba) 火～金曜 Tue.-Fri. 星期二～星期五 Thứ Ba ~ Thứ Sáu 화요일～금요일 10:00-20:00 土・日曜 Sat. Sun. 星期六・日 토・일요일 Thứ Bảy & Chủ Nhật 10:00-18:00	英語、中国語、韓国語 English, Chinese, Korean 英語、中文、韓国語 영어, 중국어, 한국어 Tiếng Anh, Tiếng Trung, Tiếng Hàn



困ったときの相談窓口